

安平町住民基本台帳 閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

なお、閲覧年月日や閲覧に係る範囲の詳細については、町ホームページおよび役場庁舎掲示板に掲示しています（公開対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）。

住民基本台帳法第11条第1項（国又は地方公共団体）による閲覧の請求 1件

閲覧申出者	利用目的
防衛省（自衛隊札幌地方協力本部）	陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務

住民基本台帳法第11条第2項（個人又は法人）による閲覧の申出 1件

閲覧申出者	利用目的
株式会社ドーコン	「平取町かわまちづくりに関するアンケート調査」の対象者抽出

問合せ 税務住民課戸籍グループ ☎ 2940

内閣府「地震防災対策の現状調査に係る住民向けアンケート」ご協力をお願い

地震防災対策による被害は、主に津波、揺れ、火災に大別されます。それらの災害に対し、避難施設の整備や建築物の耐震化等の対策が進められています。一方で、津波からいち早く避難する意識の徹底や日頃からの備えの再確認をし、いざという時に迷わず行動できるようにしておくことも被害の軽減につながります。

この度、内閣府では今後の防災対策に向けて、皆様の声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答いただきたく、ぜひご意見をお聞かせください。

また、本アンケート調査を通じて、皆様一人一人が防災意識を高め、日頃から災害への備えに取り組んでいただけますと幸いです。

回答フォーム <https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

実施期間 8月31日(木)まで（予定）



この二次元バーコードから回答フォームにアクセスできます。

回答の際、以下の点にご注意ください。

- ・回答は1人1回限りとなります。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。
- ・回答は個人が特定できないよう取りまとめたあと、今後の防災対策の検討に活用します。

問合せ・ご意見・ご要望

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/bousai/opinion-0067.html>



問い合わせフォーム